

サブスクリプションを活用したエアコン普及促進モデル事業
に関する実施事業者に係る公募について
(公募要領)

1. 事業目的

熱中症による救急搬送者数は平成 22 年度に急増して以来、例年 5 万人前後で推移し、また、記録的酷暑となった平成 30 年には救急搬送者数は 9 万 5 千人、熱中症死亡者数は 1,500 人を超え、ここ数年高止まりしています。

こうした背景を踏まえ、熱中症対策関係府省庁は、令和 3 年 3 月 25 日に環境大臣を議長とした「熱中症対策推進会議」を開催し、「熱中症対策行動計画」を策定しました。当該計画においては、熱中症による死亡者数ゼロに向け、できる限り早期に死亡者数年 1,000 人以下を目指すことや、高齢者等への対策、地域との重点計画を定めたところです。

熱中症による全国の死亡者については、約 8 割が 65 歳以上の高齢者であり、令和 3 年の東京都 23 区のデータでは、8 割以上が高齢者、約 9 割が屋内、そのうち、約 9 割がエアコン未使用でした。エアコン未使用のうち、約 2 割においてはエアコンの設置がなされておらず、熱中症予防のためにはエアコンの設置、適切な利用（以下「エアコン設置等」という。）の促進が重要であり、特にエアコン設置等における初期費用が課題の一つとなっています。

このため、環境省では、サブスクリプション（定額利用サービス）方式を活用してエアコンを普及させるビジネスを確立するためのモデル事業を実施し、エアコンの設置に係る初期費用の低減を図る当該ビジネスを早期に実装させることにより、エアコン設置等の普及を促進し、もって、熱中症予防の一層の推進を図ることを目的とします。

本事業では、家庭用エアコン及び災害時の避難所として活用される体育館等の公共施設等における業務用エアコンを対象に、地方公共団体及び民間事業者等が連携してサブスクリプションビジネスを試行し、当該ビジネスの経済性や効果の検証を行うとともに、より効果的な熱中症予防方策の検討に資するデータ収集を行います。

2. 用語の定義

本公募要領で用いる用語の定義は次のとおりとします。

用語	解説
サブスクリプション	一定期間、定額の支払いを受け、エアコン設置等のサービス（エアコンの利用に加え、付加価値としてのサービスを含む。）を相手方に提供するもの
実施事業者	地方公共団体、民間事業者等の複数の事業者から構成される事業体
請負者	令和 4 年 2 月入札公告予定の「サブスクリプションを活

	用したエアコン普及促進モデル事業」の請負者
エアコンモデル事業	実施事業者が行うエアコンサブスクリプションに係るモデル事業
サブスクリプション利用者	実施事業者が実施するエアコンモデル事業によりエアコンを利用する者
高効率エアコン	本公募要領「7. 対象エアコン等」に記載するエアコン

3. 公募対象事業

(1) 概要

エアコンモデル事業の概要は、以下のとおりです。

- エアコンのサブスクリプションビジネスをモデル事業として実際に行い、将来的なエアコンのサブスクリプションビジネスの実装を目指すもの。エアコンのサブスクリプションビジネスの確立のために必要となる各種データ等の収集、課題の整理、分析・効果検証を行う。
- 地方公共団体と民間事業者等における連携により、熱中症予防のためのエアコン利用状況等の調査・検証を行い、地域における効果的な熱中症対策を促進する。
- 「所有」から「利用」へ社会システムの転換を図るべく、エアコンのリサイクル促進の向上を図るなどサーキュラーエコノミーの進展に貢献する。
- 高効率エアコンを使用することによりエネルギー使用を抑制することで CO2 排出を減らし、脱炭素社会の実現に貢献する。

(2) 実施事業者・事業体制について

①実施事業者について

エアコンモデル事業の応募に当たっては、実施事業者が行うこととします（主たる事業者が代表として応募します。）。

なお、地域における熱中症対策の促進のため、地方公共団体が実施事業者に参加することが望ましいと考えますが、地域の実情により、地方公共団体の参加が困難な場合はこの限りではありません。

②事業体制について

実施事業者における参加事業者及びその役割分担を記載してください。

(3) 事業内容

エアコンモデル事業において想定する具体的な事業内容は以下となりますが、応募に当たっては、実施事業者において創意工夫の上、事業内容を記載してください。

①エアコンのサブスクリプションの内容

当該サブスクリプションに係る事業内容（サービスのスキーム、実施体制、対

象者（高齢者世帯、若者世帯、子育て世帯等）、建物の種類（戸建て、マンション等）、設置対象件数（想定）、サブスクリプションの契約期間・料金等）をできる限り詳細に記載してください。

※エアコンモデル事業における事業実施期間は本公募要領5.（1）としていますが、事業実施期間後、サブスクリプションの契約期間満了までの間に実施事業者にて独自に実施予定の事項があれば記載してください。

また、当該サブスクリプションのサービスについて、エアコン利用以外にも、相手方に提供する予定のサービス（設置工事、故障時の修理、暑さに応じた自動制御、高齢者見守り機能等）や事業実施に当たっての創意工夫について詳細に記載してください。

②サブスクリプションのビジネスモデル検証について

エアコンモデル事業は、エアコンのサブスクリプションのビジネスモデル化に必要な項目や課題を分析・効果の検証、当該ビジネスの実装を目指す事業です。実施事業者においては、エアコンモデル事業に採択された後、請負者と連携し、どのような観点でエアコンモデル事業を行い、どのようなデータを収集することが今後のエアコンのサブスクリプションに係るビジネスモデルの実装に向けて効果的か等につき、事前に整理を行った上で、当該サブスクリプションの実施・関連データ等の収集を行います。応募に当たっては、データ収集項目・収集方法・効果検証内容についてできる限り詳細に記載してください。

③地域における熱中症予防の促進について

エアコンモデル事業においては、Wi-Fi 等を活用し、サブスクリプション利用者におけるエアコンの稼働状況等についてのデータを収集します。データの収集等の項目については最終的には請負者との調整の上、決定しますが、必要と考えられるデータ項目について記載してください。

あわせて、エアコンモデル事業においては、エアコンの利用に関する意識調査等のためのアンケート等も実施します。内容については、請負者と調整の上、決定しますが、必要と考えられる項目について記載してください。

④循環経済の促進について

エアコンモデル事業においては、エアコンの利用側がエアコンを所有しないというサブスクリプションの特性を活かし、エアコンのリサイクル等につき、サブスクリプションを提供する側が実施することで、エアコンのリサイクル等をより効果的に行うことが期待されます。

実施事業者においては、エアコンモデル事業においてより効果的にエアコンのリサイクル等を行うための考え方・スキームについて記載してください。

⑤脱炭素社会の促進について

エアコンモデル事業で用いるエアコンについては、高効率エアコンを使用します。応募に当たっては、使用を想定している機種及び標準機を挙げ、両者間の機種料金の差、想定されるエネルギー使用量の差やCO₂削減効果の差などにつき記載してください。

またエアコンモデル事業に当たっては、請負者と連携の上、サブスクリプション利用者における毎月のエネルギー使用量、電気料金等のデータを収集することとします。実施事業者において、どのようなデータの取得が可能かを記載してください。

(4) データの収集・取得について

データの収集・取得については、事前に請負者と十分に連携し対応することとします。上記(3)②、③及び⑤におけるデータの収集・取得については、エアコンの設置以降、エアコンモデル事業の実施期間内に行うこととします。

(3)③及び⑤におけるデータについては、夏季のデータ取得が必要であるところですが、実施事業者の事業の進捗（サブスクリプション利用者との調整によるエアコン設置の遅れ等）によっては、令和4年夏のデータ取得が困難な場合が考えられます。この場合においては、請負者と相談の上、対応してください。

また、サブスクリプション利用者に対し、エアコンの利用に当たっての課題や認識（熱中症予防に対するエアコン利用の有効性等）について、請負者と相談の上、アンケート等を実施し、エアコン利用における実態調査も行います。

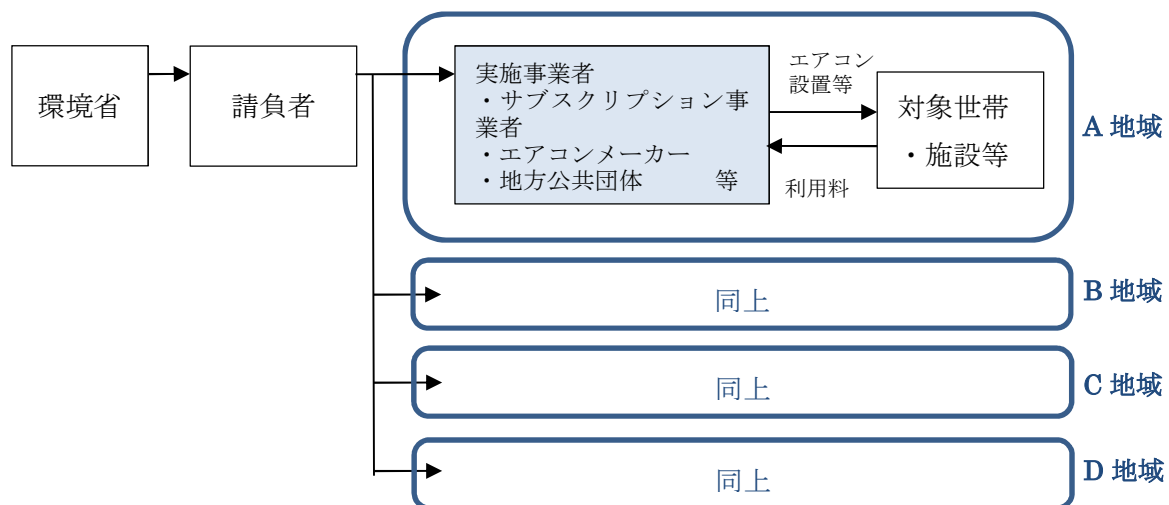
なお、エアコンモデル事業は本公募要領5(1)の実施事業期間までの事業となりますが、実施事業者におけるエアコンのサブスクリプション期間は当該期間以降も一定期間が想定されるところ、上記(3)のデータや当該サブスクリプションの状況について、環境省から実施事業者へ状況の確認や情報提供のお願いをさせていただく場合があります。

(5) 事業スケジュール及びその内容

実施事業者において、エアコンモデル事業に採択された場合における、以下に応じたスケジュール及び内容を記載してください。

- ①事業開始までの間に行う事項（事業開始に当たっての準備等）
- ②事業開始後、エアコンモデル事業期間内に行う事項
- ③モデル事業期間後、サブスクリプション期間終了までのスケジュール（大まかな内容で可）及び終了後の扱い（リサイクル等）

【参考：エアコンモデル事業全体のスキーム（例）】



4. 事業実施期間中における提出書類等

(1) 事業実施計画の策定、効果検証項目の整理等

実施事業者においては採択後、請負者の協力を得て、3（3）及び（4）の内容を整理した上で、事業開始までに事業実施計画を策定します。また、当該事業実施計画を基に令和4年夏までにエアコンモデル事業を開始していただき、その結果を請負者の協力を得て効果検証を行い、その結果を請負者へ提出します。

(2) 中間報告書及び最終報告書の提出

実施事業者においてはエアコンモデル事業で実証した内容について、請負者と連携し、以下の期限までに次の報告書を請負者へ提出します。

中間報告書：令和4年10月31日（月）

最終報告書：令和4年12月16日（金）

なお、事業開始時期が遅れた場合等における本項目の対応については、別途請負者と相談してください。

5. 事業実施期間及び事業開始時期について

(1) 事業実施期間

エアコンモデル事業の実施期間は、令和5年2月28日（火）までとなります。

(2) 事業開始時期

エアコンモデル事業については、令和4年夏におけるエアコンの設置、稼働、データ収集開始等とすることを念頭に事業を開始することとします。なお、地域によって

は、令和4年夏までに全部又は一部のエアコン設置等が間に合わない場合が考えられますが、その場合におけるエアコンモデル事業の開始時期、夏のデータ取得等については請負者と相談の上、実施してください。

6. 実施方法

採択された実施事業者は請負者と連携してエアコンモデル事業に取り組みます。

なお、エアコンモデル事業は補助金ではありません。したがって、実際に取組を行う実施事業者は、請負者と契約し、連携して実施いただくことで、実際の取組に必要な費用を環境省が負担します。

7. 対象エアコン等

エアコンモデル事業で想定しているエアコン等については以下のとおりです。

機器等の種類		対象
家庭用エアコン	—	最新の省エネ基準に基づく統一省エネルギーラベルにおける多段階評価4つ星以上相当に限る。 (付帯設備・機器は、空気設備の設置と一体不可分なものに限る。)
業務用エアコン	- パッケージエアコン - ビル用マルチエアコン - ガスヒートポンプ式エアコン (GHP) 等	高効率エアコンに限る(最新の省エネ法に基づくトップランナー基準相当を満たすものに限る。) (付帯設備・機器は、空気設備の設置と一体不可分なものに限る。)
電気機器 (任意)	文電盤・動力盤等	事業対象となるエアコンの設置に伴い必要と認められる場合に限る。
測定機器 (任意)	電力計・通信機器等	事業対象となるエアコンの電気使用量の把握に資する場合に限る。

エアコンモデル事業において、家庭用エアコンについては、高効率モデルと標準モデルにおける価格の差額を環境省にて負担します。業務用エアコンについては、高効率エアコン価格の3/5とします。また、サブスクリプション及び熱中症等に関するデータ収集を目的とした通信費等については、データ収集期間中においては、環境省にて負担することとします。

応募に当たっては、当該差額等の根拠となる資料等を提出してください。また、支援を受けることとなる想定金額の合計を記載してください。

8. 対象となる要件等

(1) 設置対象について

家庭用エアコンについては高齢者・若者・子育て世帯等における戸建て住宅や、賃貸住宅等、業務用エアコンについては高齢者向け福祉施設や災害時等の避難所となりうる公的施設（体育館等）等において熱中症予防に資する建物とします。

(2) 家庭用エアコン

10 畳前後の家庭用エアコンを対象とします。なお、対象エアコンの台数は、原則 1 世帯当たり 1 台（※）です。

（※）ただし、例外的に、特段の理由により 1 世帯当たり複数台のエアコンを設置する必要がある場合は、応募申請書にその理由を付した上で、想定する 1 世帯当たりのエアコン台数を記載してください。また、例外として 1 世帯当たり複数台のエアコンを設置する場合においては、世帯数の上限を設けて採択する予定です（他地域と世帯数を踏まえ採択します。）。

9. 採択件数等

採択件数及び費用（経費）は、家庭用エアコンについては 4 地域程度で 1 地域当たり 300 世帯前後、業務用のエアコンについては 3 地域程度で 1 地域当たり上限 1,000 万円程度（エアコン機器・データ収集等に関する費用）を想定しています（世帯数や施設数はあくまで想定であり、小規模数の提案も可能です。地域数やエアコン設置数については実施事業者からの応募件数等により変動が想定されます）。

10. 対象経費

- 環境省が負担する対象となる経費は、実際の取組や事業の実施のために直接必要な費用であって以下の表に掲げる費目に該当するものとします。以下の表に示した費目に該当しない経費は対象となりません。
- 見積りに基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、大幅な減額査定の対象とします。
- エアコンのうち環境省事業の対象とするものについては、実施事業者が所有権があることとします。
- エアコンモデル事業により購入するエアコンにおいて、国からの補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する給付金及び同項第 2 号に掲げる資金を含む。）を受けていないこととします。

直接経費	物品費	設備備品費※	備品の購入は原則認めない（備品は、取得価格が 50,000 円以上の物品をいう）。事業の実施に必要な設備・備品はリースやレンタルにより調達すること。
		消耗品費	取得価格が 50,000 円未満の物品 取得価格が 50,000 円以上の物品であっても、おおむね 2 年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又はエアコンモデル事業の終了をもってその用を足さなくなる物品は消耗品として構わない（消耗実験器具、消耗部品、書籍雑誌、ソフトウェア、試作品等）
	人件費・謝金	人件費	事業に直接従事した者の人件費で主体的に担当する者の経費（ただし、地方公共団体職員は除く） ・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用 ・他団体からの出向者の経費等 ・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に担当する者の経費 ・アルバイト、パート、派遣社員 ・事務補佐員、秘書等
		謝金	事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費（外部委員に対する委員会出席謝金、講演会等の謝金、個人の専門的技術による役務の提供への謝金（講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正（外国語等）等）、データ・資料整理等の役務の提供への謝金、通訳・翻訳の謝金等）。 ※個人に委嘱したものを想定
	旅費	旅費	旅費に関わる以下の経費 ・事業を実施するに当たり国内出張又は移動に係る経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ・上記以外の事業への協力者に支払う、事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への上出張又は移動に係る経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）
	その他	印刷製本費	事業に係る資料や報告書等の印刷、製本に要する経費（チラシ、ポスター、写真、図面コピー等の印刷代、報告書の製本代）
		会議費	事業の実施に直接必要な会議等の開催に要する費用（委員会開催費、会場借料、会議等に伴う飲食代等）
		通信運搬費	事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料（電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等）

	その他諸経費	上記の項目以外に、事業の実施に直接必要な経費等 ・物品等の借損（賃借、リース、レンタル）及び使用に係る経費、倉庫料、土地・建物借上料 ・施設・設備使用料 ・広報費（ホームページ・ニュースレター等）、広告宣伝費、求人費 ・保険料（事業に必要なもの） ・振込手数料 ・データ・権利等使用料（特許使用料、ライセンス料（ソフトウェアのライセンス使用料を含む）、データベース使用料等） ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・レンタカー代、タクシー代（旅費規程により「旅費」に計上するものを除く）
外注費		外注に関わる以下の経費等 ・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費 ・校正（校閲）、アンケート、調査等の外注に係る経費等
再委託費 共同実施費		業務の一部を更に第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費（間接経費相当分を含む）

※設備の購入費、改良費等の試算を形成する経費及び本事業終了後のリース料は本事業の対象経費にはなりません。

（注意事項）

- ・エアコン機器、電気機器、測定機器は、消耗品費の範囲での計上となります。
- ・事業実施期間終了後に発生する費用は本事業の対象経費とはなりません。

11. 応募方法

（１）応募受付期間

令和４年１月２８日（金）から同年２月２５日（金）まで（必着）

※最終日は、１７時（午後５時）までの受付とします。

（２）応募書類

別添の応募申請書に必要事項を記載の上、電子メール（※）でご応募ください（宛先は「16. 提出及び問合せ先」を参照）。

電子メールの件名には「（実施事業者）サブスクリプションを活用したエアコン普及促進モデル事業 応募書類」と明記してください。

（※）電子メール１通当たりのデータ上限は５MBとします。必要に応じて分割してください。

(※) 提出資料の受領を確認後、応募いただいたメールアドレスに受領した旨を記載して返信します。応募資料提出後、数日経過しても返信がない場合、うまく送受信されていない可能性があります。電話にてお問合せください。

想定経費の積算根拠資料、法令遵守、情報セキュリティ及び個人情報保護の体制等が記載された資料を添付の上、ご応募ください。提出された応募書類は、応募者に返却いたしません。

提出された応募書類については、応募者に無断でエアコンモデル事業における審査以外の目的で使用することはありません。なお、行政機関の保有する情報公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、不開示情報を除いて開示される場合があります。

また、記載内容に関する確認等のために、環境省から連絡先に記載されたご担当者に連絡する場合があります。

12. 採択方法

実施事業者については、応募内容について有識者で構成される審査委員会において審査を行い、その結果を踏まえ、環境省で採択し、応募いただいた実施事業者に対しご連絡します。なお、採択結果に関する質問にはお答えできません。

なお採択に当たっては、審査結果や委員の意見等を考慮して、応募内容、必要経費、実施体制等の変更を条件として付す場合があります、また、応募状況に鑑みて、なるべく多くの実施事業者に参加いただくことを想定していることに留意してください。

13. 採択に当たっての配慮事項

次の場合にあっては、本公募要領 12. における審査委員会の審査において加点します。

- ・ 実施事業者において、地方公共団体がその構成員として参加している場合
- ・ サブスクリプション利用者の対象が 65 歳以上の高齢者世帯や子育て世帯（児童扶養手当の支給を受けている世帯）である場合
- ・ 応募申請時点でエアコンが一台も設置されていない世帯や建物向けである場合
- ・ 3（3）④に記載する循環経済の促進に資する取組である場合
- ・ エアコンの利用に伴う使用電力について再生可能エネルギーの活用を促進している場合

14. 採択スケジュール

令和 4 年 1 月 28 日（金）

2 月 25 日（金）

実施事業者の募集開始

募集締切り（17 時まで）

3月中旬（予定）
採択通知後

採択決定、報道発表
事業開始（予定）

15. その他

エアコンモデル事業の実施に当たっては、エアコンのサブスクリプションビジネスモデルの確立に向け、環境省及び請負者と緊密な連携で行うこととします。

また実施事業者においては、サブスクリプション利用者に対して、サブスクリプション期間中につき、当該エアコンの適正な利用を確保し、適正な事業を履行してください。

16. 提出及び問合せ先

環境省大臣官房環境保健部環境安全課

担 当：中川、崎枝、飯島

メー ル：netsu@env.go.jp

電 話：03-3581-3351（内線 6174）